

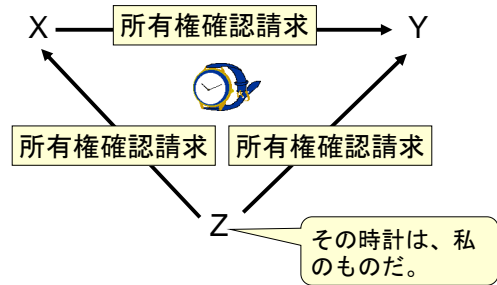
2015年 民事訴訟法3

関西大学法学部教授
栗田 隆

第5回 (目次)

- 当事者参加 (42条-46条)

独立当事者参加 (47条-48条)



T. Kurita

2

独立当事者参加の意義

- 独立当事者参加は、二当事者対立訴訟に第三者が独立の当事者として参加し、従前の当事者に対する自己の請求と在来当事者間の請求とについて論理的に矛盾のない統一的審判を求める参加形態である (47条)。
- 目的
 1. 在来当事者間で参加人に不利な判決が確定することを防止すること
 2. 自己の請求を貫徹すること

T. Kurita

3

三面訴訟

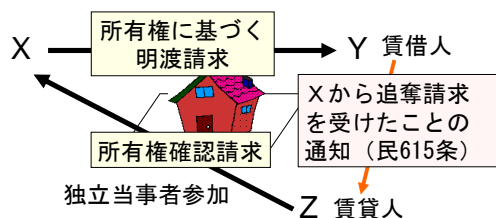
- 独立当事者参加は、論理的に矛盾のない解決を目指すものである。したがって、三者間での主張共通・証拠共通が生じる。
- 各当事者は、論理的に矛盾のない解決に必要な範囲で他人間の請求にも干渉でき、各請求について三者が独自の立場から攻撃防御方法を提出できる。
- 独立当事者参加訴訟は、通常の二当事者対立訴訟との対比において、三面訴訟と呼ばれる。

T. Kurita

4

片面的参加の許容

在来当事者の一方が参加人の権利主張を争わない場合がある。この場合には、参加人はその者に対する請求を定立する必要はない。



T. Kurita

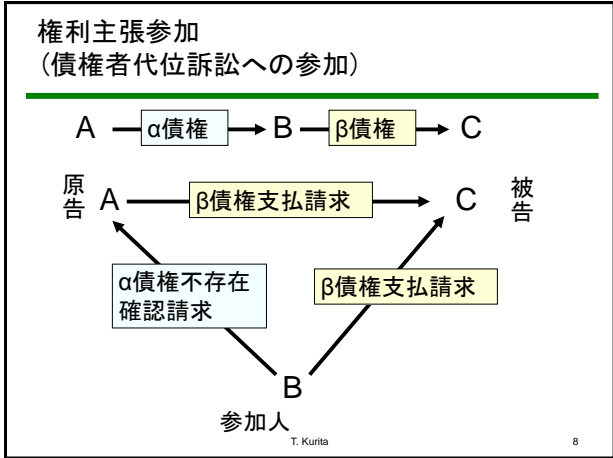
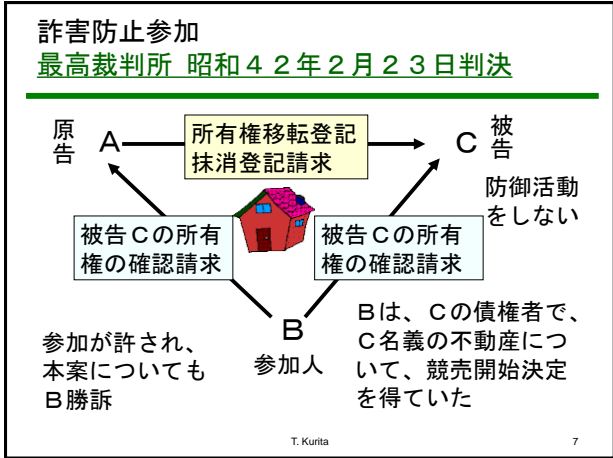
5

独立参加の要件・類型 (47条)

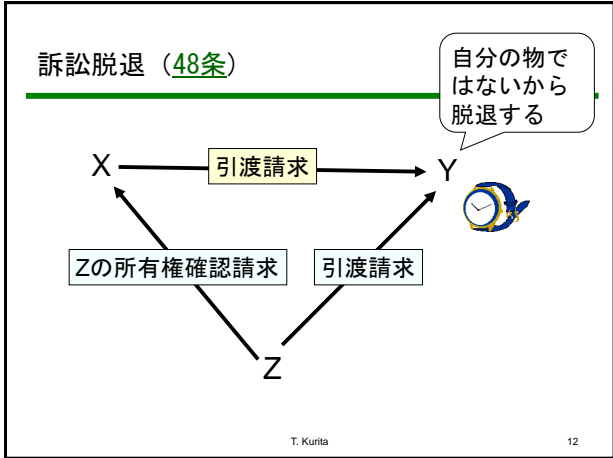
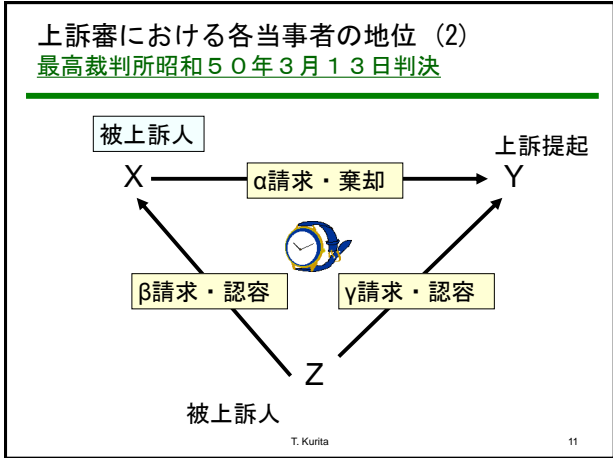
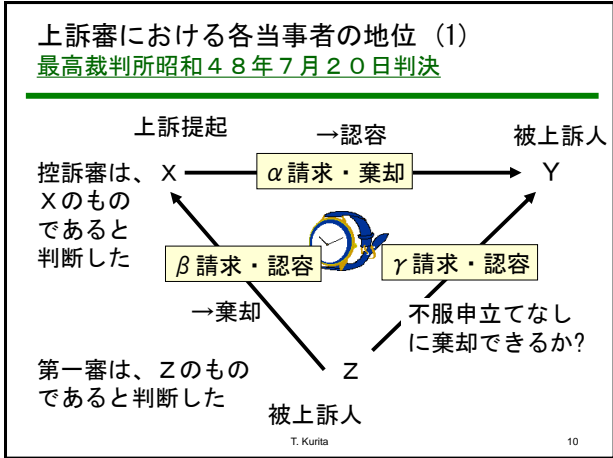
- 詐害訴訟防止参加 他人間の訴訟の結果によって権利が害されると主張する者は、その訴訟が自己に不利な結果にならないように、その訴訟に当事者として介入することができる。
- 権利主張参加 他人間の訴訟で争われている権利が自己に属することを主張する者は、その訴訟に当事者として参加することができる。

T. Kurita

6



- ### 審理・判決 (47条4項・40条1項-3項)
- 1項は、「二当事者間の訴訟行為は、他の一人の不利益に於いては効力を生じない」という意味での準用となる。
 - 一人が他の一人に対してした訴訟行為は、残りの者に対してもその効力を生ずる (2項の準用)
 - 当事者の一人について中断・中止事由が生ずると、訴訟手続全体が停止する (3項の準用)。
 - 弁論の分離・一部判決は、許されない。
 - 判決は、すべての請求を通じて論理的に矛盾のないものでなければならない。
- T. Kurita 9



訴訟脱退に関する学説(1) 伝統的な見解

- 兼子説・訴訟処分説1 脱退は、自己の立場を全面的に参加人と相手方との間の勝敗の結果に委ね、これを条件として自己が関係する請求について予告的に放棄または認諾する性質をもつ訴訟行為であるとする見解。

T. Kurita

13

訴訟脱退に関する学説(2) 2つの新しい考え

- 井上説・当事者権処分説 脱退者に関係する請求部分をこれまでに提出された訴訟資料ならびに今後残存当事者が提出する訴訟資料に基づいて審判することを認める訴訟行為（訴訟追行の権利の放棄）と構成する見解。
- 伊藤説・訴訟処分説2 伝統的な見解を基本としつつ、脱退人のなす請求の放棄または認諾は無条件のものであるとし、かつ、残存当事者間の判決の既判力は、脱退人と参加人間に及ぶとする見解

T. Kurita

14

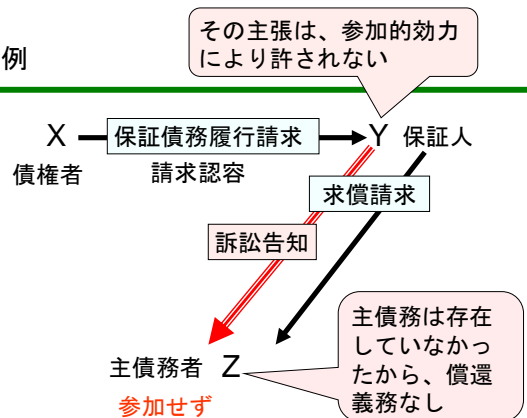
訴訟告知 (53条)

- 訴訟に参加するだけの利害関係を有する者に訴訟係属を通知するために、訴訟告知の制度が用意されている（ここで参加は、補助参加に限らず、当事者参加等も含む）。
- 訴訟告知に結びつけられた主要な効果は、参加的効力である（53条4項）。

T. Kurita

15

設例



T. Kurita

16